

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令	○ 県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令 ……………	福利・給与課	1頁
公 告	○ 公立幼稚園の廃止届の受理 ……………	学校経理・施設課	2頁
お知らせ	○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 ……	福利・給与課	2頁
	○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示 ……………	教育財務課	3頁
正 誤	○ 平成14年3月27日付け教育公報第1446号……………	教育財務課	3頁

訓 令

教委訓第1号

県立学校

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成31年3月26日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和54年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

校 種	職 員	品 目	数量	貸与期間 年	摘 要
高等学校	技術職員	作業服（上下）	1	1	実習船に乗船する職員に限る。
		夏シャツ	1	1	
		雨ガッパ	1	1	
		帽子	1	2	
		ゴム長靴	1	2	
	主として学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業に従事する職員	作業服（上下）	1	2	
		夏シャツ	1	2	
	主として調理に関する業務に従事する職員	白衣又は白ズボン	2	1	
		白帽又は三角巾	1	1	
ゴム長靴		1	1		
ゴム前掛		1	1		
視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	栄養教諭 学校栄養職員	白帽又は三角巾	1	2	
		ゴム長靴	1	5	
		白衣	1	2	
	主として学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業に従事する職員	作業服（上下）	1	2	
		夏シャツ	1	2	
	主として調理に関する業務に従事する職員	白衣又は白ズボン	2	1	
白帽又は三角巾		1	1		
ゴム長靴		1	1		
ゴム前掛		1	1		

	寄宿舎指導員	トレーニングウェア（上） トレーニングウェア（下）	1 1	4 2	
知的障害者、 肢体不自由 者又は病弱 者（身体虚 弱者を含む） である児童 又は生徒に 対する教育 を主として 行う特別支 援学校	教員 実習助手 寄宿舎指導員 主として生徒等の介護に従事する職員	トレーニングウェア（上下）	1	2	栄養教諭を除く。
	栄養教諭 学校栄養職員	白帽又は三角巾 ゴム長靴 白衣	1 1 1	2 5 2	
	主として学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業に従事する職員	作業服（上下） 夏シャツ	1 1	2 2	
	主として調理に関する業務に従事する職員	白衣又は白ズボン	2	1	
		白帽又は三角巾 ゴム長靴	1 1	1 1	
ゴム前掛		1	1		

備考 作業服の貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を2とする。この場合において作業服の最初の貸与期間は、この表の貸与期間の欄中「1」とあるのは「2」と、「2」とあるのは「3」とする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

公 告

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

平成31年3月26日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
津市立高岡幼稚園	平成31年3月31日	津市立幼保連携型認定こども園を設置するため
津市立北立誠幼稚園 津市立雲出幼稚園	平成31年3月31日	園児数が減少し、今後も増加の見込がないため

お 知 ら せ

平成31年3月26日付け三重県公報号外及び第3094号に、教育委員会関係規則等が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前									
<p>(勤務一時間当たりの給与額)</p> <p>第十七条の三 条例第二十八条の規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>別表第四（第十一条の二関係） 特別の地域に所在する学校指定表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多気郡大台町立宮川小学校</td> </tr> <tr> <td>尾鷲市立賀田小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	学 校 名	多気郡大台町立宮川小学校	尾鷲市立賀田小学校	(略)	(略)	<p>(勤務一時間当たりの給与額)</p> <p>第十七条の三 条例第二十八条及び附則第十四項の規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>別表第四（第十一条の二関係） 特別の地域に所在する学校指定表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多気郡大台町立宮川小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	学 校 名	多気郡大台町立宮川小学校	(略)	(略)
学 校 名										
多気郡大台町立宮川小学校										
尾鷲市立賀田小学校										
(略)										
(略)										
学 校 名										
多気郡大台町立宮川小学校										
(略)										
(略)										

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県告示第193号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成31年3月26日

三重県知事 鈴木 英 敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1第14号の項（B）の欄中「又はその他大規模災害等」を「その他大規模災害」に改め、同項（C）の欄中「又は平成二十八年熊本地震」を「その他大規模災害」に改め、同表第15号の項（B）の欄中「又はその他大規模災害等」を「その他大規模災害」に改め、同項（C）の欄中「又は平成二十八年熊本地震」を「その他大規模災害」に改め、同表中第19号の項を削り、第20号の項を第19号の項とし、第21号の項を削り、第22号の項を第20号の項とする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

正 誤

平成14年3月27日付け教育公報第1446号に登載しました、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則中

ページ	行	誤	正
15	7	損失	欠損
15	8	程度のもの	程度以上のもの

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会